

# 平成 27 年度工学系ベビーシッター利用料等補助実施要領

SoCCER: Support program of Child Care Expenses for Researchers in Engineering

平成 26 年 7 月 23 日

## 1. 趣旨

子どもを持つ工学系研究者（男女問わず）において、研究と育児の両立 支援を目的として、ベビーシッターや託児室の利用料等を補助する。

出産または育児等を理由とした研究継続の断念や研究機会の減少は、研究者個々の問題のみならず、所属する研究機関や研究分野、社会全体に対しても大きな損失となる。本支援プログラムは 2013 年に発表された「東北大学における男女共同参画推進のための行動指針」の「両立支援・環境整備」に基づいて工学系独自に行うものである。

## 2. 内容

採択者へ上限 7 万円を補助する。

ただし、申請状況及び予算状況等を考慮して補助額を減額することがある。

### (補助範囲)

- ・平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 10 日の利用分とする。
- ・主に研究、講義、学生指導、出張、学会参加などの 研究と育児との両立を目的 としたベビーシッター、託児施設、一時保育や延長保育（日額）などの利用に要する費用とする。
- ・月額制による延長保育など、恒常的な保育の一環とみなされるものは補助対象外とする。
- ・原則、シッター等による保育業務（送迎に係る交通費、早朝・夜間の割増料金含む）に係る料金とし、家事代行等の附随的な料金、入会金・年会費、キャンセル料等は補助対象外とする。
- ・本学学内保育施設の一時保育利用及び病後児保育室利用は、補助範囲外とする。

### (利用予定金額の算定)

- ・学会参加など事前に予定が明確な場合は、利用日時・場所、利用予定金額を明記すること。  
※年齢（月齢）や利用時間、曜日などで変化しますが、仙台市内のベビーシッター・一時託児施設の利用料は、おおよそ下記の通りです（入会金・年会費や交通費、給食おやつ代等別途）。  
ベビーシッター：1,300～2,500 円/1 時間， 一時託児施設：500～1,000 円/1 時間  
申請時には上記を鑑み、利用予定額の算定を行ってください。

## 3. 申請資格

本学工学系に所属する教員、技術職員（施設系技術職員を除く）、PD（教育研究支援者など）又は学生（博士課程後期 3 年の課程の学生に限る。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- ① 現に小学校 3 年生までの子の育児を行っている研究者（男女を問わない）
  - ② 2 で定めた補助範囲の期間に出産・産後休暇より復職予定である女性研究者  
ただし下記の条件を鑑み、申請を受理しない場合があり得る。
- ・日常的に養育に専念できる者がいる場合は補助の対象外とする。ただし、その養育者の入院や出産等、やむを得ない状況の場合は申請内容に鑑みて支援を行うことがある。
  - ・ベビーシッター等の一時的な保育サービスを利用しなければ、申請者が研究に関する業務に従事するのが困難であると認められる場合にのみ申請を受け付ける。

（例）単身赴任・長期出張等の事情により、子と同居する養育者が申請者以外にいない

養育者のやむを得ない不在により、申請者が業務に従事することで子の保育に欠ける子が乳幼児であり、申請者の宿泊を伴う業務に子を帯同する必要がある

- ・自身または配偶者が育児休暇を取得する場合、育児休暇期間内は補助の対象外とする。
- ・当該年度の全学ベビーシッター利用料補助へ申請していることを原則とするが、特段の理由により未申請の場合はその旨を考慮する。
- ・当該年度の全学ベビーシッター利用料補助にすでに採択されている場合、ベビーシッター等の利用額が全学からの支援上限額を上回り、支援が不足する見込みがある場合に申請することができる。
- ・家庭状況の変化等により申請資格を満たさなくなった場合には、別紙6「平成27年度工学系ベビーシッター利用料等補助申請資格等変更届」により速やかに申し出ること。なお、申請資格を満たさなくなったにもかかわらず、申し出を行わずに補助を利用した場合には、その部分について自己負担とする。

#### 4. 申請方法

別紙1「平成27年度ベビーシッター利用料補助利用申請書」及び別紙2「参考資料」各1部を申請者の所属する事務室総務担当係で取りまとめの上、平成27年5月11日（月）までに工学部総務課総務係へ提出すること。

なお、未申請者において年度途中にあつて緊急の理由により支援を必要とする場合、随時、工学部総務課総務係担当へ相談すること。

#### 5. 選考方法

工学系男女共同参画委員会において審査を行い、補助対象者・補助額等を決定する。採択日は平成27年5月末を予定。なお、緊急の理由により支援の申請があつた場合には、随時、審査を行い補助額等を決定する。

#### 6. 補助金の交付

各月ごとの利用報告に基づいた後払いで補助金を交付する。利用者は、各月ごとに別紙3「平成27年度〇月分ベビーシッター利用料等報告」を作成し、利用日・利用額が明記された領収書を添付して工学部総務課総務係へ提出する。（提出期限：報告月の翌月10日までとし）例：平成28年2月の利用分→平成28年3月10日まで、3月利用分は可能な限り速やかに提出すること。

内容確認後、補助金を本人指定の口座に振り込む。

#### 7. 年度報告

採択者は別途指定する方法により、報告書を作成すること。

#### 8. 備考

本プログラムは原則として年1回（5月）の募集を予定しているが、予算の執行状況によっては募集回数・時期を変更する可能性がある。

採択者は交流会やセミナーへの参加、アンケートの回答、取材等、工学系における男女共同参画推進に係る依頼に可能な限り協力すること。

#### 9. その他

本実施要領は、平成27年4月1日に遡って適用する。